

県南広域振興局長告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年12月15日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社お茶っこホーム	一関市花泉町涌津 字下原102番地5	一関市花泉町油島 字上築道10番地3	お茶っこホーム	一関市花泉町涌津 字下原102番地5	一関市花泉町油島 字上築道10番地3	平成21年 10月12日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社お茶っこホーム	一関市花泉町涌津 字下原102番地5	一関市花泉町油島 字上築道10番地3	お茶っこホーム	一関市花泉町涌津 字下原102番地5	一関市花泉町油島 字上築道10番地3	平成21年 10月12日